

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	294 介護・訓練等給付費	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	199	障害者自立支援給付事業
		細々目	51	介護・訓練等給付費
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	中出 光美 22 - 9675 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	障がいのある人や児童で障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の給付を希望する者 ※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人や児童が、介護・訓練等の必要な障害福祉サービス等を受けることにより、地域で自立した生活が可能となる。また、家族の介護負担の軽減を図ることができる。
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法・児童福祉法
開始年度	平成 18 年度
終了年度	平成 年度
関連事業	地域生活支援事業給付費、自立支援医療給付費、補装具給付費
H23 事業 内容	障害者自立支援法第29条から第33条までの規定に基づく障がい福祉サービスに係る介護・訓練(居宅介護、生活介護、療養介護、児童デイ、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援など)等の給付をおこなった。 平成23年度支払額:1,101,697,719円(介護・訓練等給付費1,062,487,818円、通所サービス利用促進給付費24,719,553円他)
社会情勢の 変化等	障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきたが、平成24年4月から根拠法令が児童福祉法に一本化された。また、障害者自立支援法が改正され、平成25年4月から障害者総合支援法が施行される。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
延支給決定者数		人	目標	6,400	目標	6,400
			実績	6,403	実績	7,584
サービス延実利用者数		人	目標	5,440	目標	5,760
			実績	5,513	実績	5,520

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
利用率		実利用者数/支給決定者数×100	%	目標	85.0	目標	90.0
				実績	86.0	実績	73.0
				目標		目標	
				実績		実績	

投入コスト	直接事業費計 (A)	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金	999,391	1,104,777	985,531	1,084,084
	県支出金	767,882	896,814	737,287	813,063
	地方債				
	その他	625			
	一般財源	230,884	207,963	248,244	271,021
事業投入人件費 (B)		4.0人 28,800	4.0人 28,800	4.0人 28,800	4.0人 28,800
フルコスト (A)+(B)		1,028,191	1,133,577	1,014,331	1,112,884

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 ○ 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	障害者自立支援法及び児童福祉法に基づき行なう事業である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 ○ 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。 【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【達2】【予算の繰越がある場合、繰越の種別】 実際に必要なサービスだけを申請してもらうよう聞き取りを十分行う。	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 ○ 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	真に必要なサービス支給量を決定するために、受給者証の更新の際には本人及びその家族から十分な聞き取りを行なうとともに、過去の利用状況なども考慮しながら決定を行なう。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】7月の障害福祉サービス受給者証の更新時や障害区分の更新時の調査の際に、実際に必要なサービスについて聞き取りを行い必要な支給量の給付を行った。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】障害者自立支援法及び児童福祉法の規定により実施する事業であり、障がいのある人や児童が地域の中で自立した生活を送るためには必要な事業であるため、今後も現状のまま継続する。
現時点における課題、その他	サービスの支給決定の際には、真に必要なサービス支給量を支給決定する必要がある。サービスの支給決定を行なっても、実際そのサービスを提供する事業所が不足しているため、必要なサービスを受けられない場合がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	平成24年4月の自立支援法改正により、障害福祉サービス利用者全員にサービス利用計画書の作成が必要となる。経過措置により3年間で利用者全員が計画相談を利用するように市で調整しなければならないので、今年度中に3年間の計画相談への移行計画を作成する。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	295 自立支援医療給付事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	199	障害者自立支援給付事業
		細々目	53	自立支援医療給付事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	一般医療ですでに治癒したと考えられる身体上の障がいのある人	※対象件数
成果(どうする)	自立支援医療を給付することにより、日常生活能力等の回復または障がい軽減、改善される。	
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	対象者が診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置・手術を行った場合に支給する。 (支給件数: 肢体不自由56件、心臓4件、腎臓38件、免疫機能障害22件)	
社会情勢の 変化等	平成19年度より生活保護を受けている対象者がこの給付を受けたときは、この事業から支給することになったため、経費が拡大された。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
			給付額	千円	目標 55,641 実績 70,218	目標 72,000 実績 71,688
給付件数	件	目標 90 実績 92	目標 90 実績 120	90	90	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
				一人当たりの給付額	千円	目標 618 実績 763	目標 800 実績 597

投入コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計 (A)	70,257	71,729	72,042	72,042				
Aの財源内訳								
国庫支出金								
県支出金	54,000	54,000	54,000	54,000				
地方債								
その他								
一般財源	16,257	17,729	18,042	18,042				
事業投入人件費 (B)	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440				
フルコスト (A)+(B)	71,697	73,169	73,482	73,482				

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 ○ 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	障害者自立支援法に基づき行なう事業である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 ○ 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【達2】【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 ○ 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	特になし
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 法の規定に基づき実施する事業であり、障がいのある人の日常生活能力等の回復や障がいの軽減・改善のための事業であるため現状維持とする。
現時点における課題、その他	特になし
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	特になし

事業名	コード	名称	区分	コード	名称
事業名	296	補装具給付事業	会計	01	一般会計
			款	03	民生費
			項	01	社会福祉費
			目	04	障害福祉費
基本 施策	05	障がいのある人の自立した生活を支える	細目	199	障害者自立支援給付事業
			細々目	54	補装具給付事業
行革大綱の重点事項番号					
担当部課名	コード	130200		担当者氏名	中出 光美
	名称	健康福祉部障がい福祉課			
				連絡先	22 - 9657 (内線) 2621

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	身体障害者手帳所持者	※対象件数
成果(どうする)	補装具を給付することにより、障害のある人や児童の日常生活や社会生活の向上を図る。	
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	障がいを補うための補装具の交付・修理の費用を支給する。(交付95件、修理74件)	
社会情勢の 変化等	平成18年10月から、制度改正に伴う品目に変更があったため、件数が減少した。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
			支給額	千円	目標 22,000 実績 14,627	目標 20,000 実績 16,392
支給件数	件	目標 200 実績 200	目標 200 実績 169	156	156	

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
				一人当たりの給付額		千円	目標 110 実績 73

投入 コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計 (A)	14,627	16,392	15,600	15,600				
A の 財 源 内 訳								
国庫支出金								
県支出金	10,970	12,294	11,700	11,700				
地方債								
その他								
一般財源	3,657	4,098	3,900	3,900				
事業投入人件費 (B)	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440				
フルコスト (A)+(B)	16,067	17,832	17,040	17,040				

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	障害者自立支援法に基づき行なう事業である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【達2】【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	特になし
昨年度の 取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 法に基づき実施する事業であり、障害のある人や児童の日常生活や社会生活の向上を図るための事業であるため現状維持とする。
現時点における 課題、その他	特になし
課題、その他に 対する改善策 (いつまでに、 何を、どうする)	特になし

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	297 地域生活支援事業給付費	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	199	障害者自立支援給付事業
		細々目	55	地域生活支援事業給付費
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
			連絡先	22 - 9657 (内線) 2621

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	障がいのある人・子ども、その家族、関係者	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人の社会参加の促進が図られ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる。日常的に介護を行っている家族の負担の軽減ができる。	
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業内容	手話通訳者設置事業(非常勤職員1名)、コミュニケーション支援事業(手話通訳者延派遣回数307回、要約筆記者延派遣回数19回)、職親事業(職親3人、実利用人員16人)、点字奉仕員等養成事業(伊賀市社会事業協会へ委託、修了者42人)、点字広報・声の広報等発行事業(伊賀市社会事業協会へ委託、発行回数23回)、重度身体障害者異動支援事業(伊賀市社会福祉協議会へ委託、年間利用件数15,842件)、スポーツ大会開催事業(伊賀市障害者福祉連盟に補助、10月22日開催:400名参加)、障がい者パソコン教室事業(アイ・コラボレーション伊賀へ委託、年6回開催、受講者数4人)、訪問入浴サービス事業(対象者3名、年間延利用回数205回)、心身障害者ボランティア養成事業(伊賀市社会福祉協議会へ委託、延参加者44人)、日常生活用具給付事業(給付件数1,157件)、障がい者自動車改造費給付事業(4件)、更生訓練費給付事業(3事業所、対象者16名)、地域活動支援センター事業(3事業所、利用者33人)、移動支援事業(10事業所、利用者99人)、日中一時支援事業(13事業所、利用者127人)、生活支援(歩行訓練)事業(1事業所、対象者8人)、グループホーム移行支援事業(14事業所、対象者57人)	
社会情勢の変化等	障害者自立支援法が改正され、平成25年4月から障害者総合支援法が施行される。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

運営主体	
1 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
	手話通訳者延派遣回数	回	目標 300 実績 297	目標 300 実績 307	300	300
	要約筆記奉仕員延派遣回数	回	目標 24 実績 26	目標 30 実績 19	30	30

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
	日中一時支援事業利用者数		人	目標 135 実績 132	目標 140 実績 127	140	140
	日常生活用具給付件数		件	目標 1,150 実績 1,172	目標 1,200 実績 1,517	1,200	1,200

投入コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
直接事業費計 (A)	88,297	92,389	87,032				87,032	
Aの財源内訳	国庫支出金							
	県支出金	53,915	54,104	55,838			55,838	
	地方債							
	その他		75	20			20	
	一般財源	34,382	38,210	31,174			31,174	
	事業投入人件費 (B)	6.5人 46,800	6.5人 46,800	6.5人 46,800			6.5人 46,800	
	フルコスト (A)+(B)	135,097	139,189	133,832			133,832	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	障害者自立支援法に基づき行なう事業である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	平成23年度より小学生対象の放課後及び長期休業中の日中一時事業所が1箇所開設されたが、今後も障がい児を対象にした事業所の確保に努める。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 平成23年4月から放課後及び長期休業中の小学生を対象とした日中一時支援事業所が開設された。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 障害者自立支援法の規定により実施する事業であり、障がいのある人や児童が地域の中で自立した生活を送るためには必要な事業であるため、今後も現状のまま継続する。
現時点における課題、その他	近年、放課後や長期休業中の障がい児の活動の場として日中一時事業給付を希望する保護者が増加しているが、市内事業者が少なく(特に中高生)希望者が利用できない場合がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	平成25年4月の法改正により、地域生活支援事業の必須事業が追加されるため、今年度中に事業の見直しを行う。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	2453 育成医療給付事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	199	障害者自立支援給付事業
		細々目		育成医療給付事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要 (Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	18歳未満で、医療を行うことで確実な治療の効果が見込める身体に障がいのある児童等 ※対象件数
成果(どうする)	身体に障がいのある児童等に対して、指定医療機関において生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法
開始年度	平成 24 年度
終了年度	平成 年度
関連事業	
事業概要	平成24年度までは県の事業として県の社会福祉事務所で給付を行っていたが、平成25年度より自立支援法の改正に係る権限委譲により、市で給付を行うことになる。 【事業概要】 身体に障がいのある児童等に対して、指定医療機関において生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。(原則として医療費の1割は自己負担。ただし、世帯の所得状況等に応じて月上限額を設定)

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積(延床面積)		2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H23	H24	H25	H26
活動指標	申請件数	件	55	60	60	60
	給付金額	千円	3,523	5,000	5,000	5,000

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	目標値			
				現状値 H23	H24	H25	H26
成果指標	一人当たりの給付額	給付金額/申請件数	千円	64	83	83	83

【投入コスト】

投入コスト	H24 所要額		H25 所要額		H26 所要額		H27 所要額	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)		5,000	5,000	5,000	5,000			
Aの財源内訳	国庫支出金							
	県支出金		3,750		3,750		3,750	
	地方債							
	その他							
	一般財源	0	1,250	1,250	1,250	1,250		
事業投入人件費(B)	人	0	1.0人	7,200	1.0人	7,200	1.0人	7,200
フルコスト(A)+(B)		0	12,200	12,200	12,200		12,200	

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？
 自立支援法の改正による権限委譲により、平成25年度から市で給付を行うこととなったため。
 この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)
 育成医療の給付について、市の要綱を作成する必要がある。
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
 育成医療の審査は原則として各市町で体制を整備することとなっているが、医学判定審査については県で継続してもらうよう要望している。
 本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？
 本事務事業は、今後継続して市が行わなければならない。

【事前評価】

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 ○ 【必2】個人のみだけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益がおよぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必9】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必10】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	自立支援法の改正による権限委譲により、平成25年度から市で給付を行うこととなった。
有効性	【有1】事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。 ○ 【有2】基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。 【有4】事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	【根拠】身体に障がいのある児童等が生活の能力を得るために必要な医療を受けられない。 【根拠】 【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】 【根拠】
効率性	【効1】事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。 【効2】受益と負担の公平性が考慮されている。 【効3】本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。 【効4】本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。 【効5】本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。 【効6】コストに見合った効果が見込める。 【効7】将来的に民間等への移管が可能である。	【具体的内容】 【根拠】 世帯の所得状況により月の負担上限額を設定する。 【事業名称及び今後どのように連携して成果向上を図るか】 【比較検討結果】 【事業名及び削減される一般財源額】 【根拠】 【いづろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
中林 千春	権限委譲により市で行わなければならない事業であるが、高額受給者の有無によって支出額が大きく変わるため、予算計上の予測が困難である。